

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	1	担当課	消防防災安全課
法令名	消防法	根拠条項	11の5 -1	不利益処分の種類	危険物の貯蔵、取扱いに関する命令	
消防法 第十一条の五 市町村長等は、製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第十条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。						
第十条 3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。						
(技術上の基準)						
危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)				第24条~第27条		
危険物の規制に関する規則(昭和34年9月29日総理府令第55号)				第38条の4~第40条の14		